

## 射水市 Web 口座振替受付サービス導入業務 実施要領 (公募型プロポーザル)

### 1 業務名称

射水市 Web 口座振替受付サービス導入業務

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的

市民の利便性の向上及び口座振替の推進を図るため、インターネット上で口座振替の受付を可能とするシステムを導入する。

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

なお、導入するシステムの稼働開始予定日は、令和 7 年 10 月 1 日とし、令和 8 年 3 月 31 日までの運用業務について、別途随意契約を行う。

#### (4) 提案上限額

本業務の提案上限額は、金 3,520,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

なお、導入後の利用料などの運用業務については、上記の金額に含まず本業務と別の契約であるが、見積価格評価の対象とするので別途見積書（任意様式）を提出すること。運用業務のうち口座振替申込 1 件あたりの手数料については、単価見積とする。

### 3 応募資格

この企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領（平成 18 年 11 月 1 日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員等（射水市暴力団排除条例（平成 24 年射水市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。
- (5) ISMS 認証資格適合性評価制度（ISO/IEC27001）の認証及びプライバシーマーク（P マーク）の使用許諾を取得していること。
- (6) Web 口座振替受付サービスの導入実績を有していること

### 4 スケジュール

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始           | 令和 7 年 4 月 1 日（火）        |
| (2) 質問受付期限         | 令和 7 年 4 月 8 日（火）        |
| (3) 質問回答（射水市 HP 内） | 令和 7 年 4 月 11 日（金）       |
| (4) 書類の提出期限        | 令和 7 年 4 月 18 日（金）17 時まで |
| (5) 選定結果通知         | 令和 7 年 4 月 25 日（金）       |

※選定結果の通知後、受託候補者と随意契約の手続きを開始します。

## 5 提出書類等

### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- イ 会社概要書【様式2】(1部)
- ウ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】(1部)
- エ 事業実績書 【任意様式】(1部)
- オ ISMS(ISO/IEC27001)の認定証の写し(1部)
- カ プライバシーマーク認証の写し(1部)
- キ 企画提案書 【任意様式】(紙媒体 正本1部、副本6部 )
- ク 見積書 【任意様式】(1部)

※見積金額は消費税及び地方消費税に相当する額を併せて記載すること。

※見積書には代表者印を押印し、内訳明細書を添付すること。

ケ 稼働開始予定日以降の利用料などの運用経費の見積書(1部)

※月額及び年額を記載すること

※口座振替1件あたりの処理手数料単価も記載すること。

### (2) 提出場所

射水市収納対策課

### (3) 提出方法

窓口への持参または郵送(期日必着)とする。

## 6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

### (1) 書式等

- ア A4版とする。
- イ 様式は任意のものとする。
- ウ ページ数の制限は設けないが、内容を簡潔に記載すること。
- エ 編綴の方法は自由とする。

### (2) 記載項目

企画提案書の必須記載項目は、「評価項目一覧<提案要求事項>」(別紙1)の「提案書記載内容」とおりにする。なお、記載順は、評価項目一覧の「中項目」の順に従うこととする。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目と配点は評価項目一覧に記載のとおりとする。

### (2) 選定方法

- ア 企画提案書の審査については、プロポーザル審査会が行う。
- イ 審査委員は、審査基準に沿って審査を行い、評価点を付ける。
- ウ 評価点の合計が最も高い事業者を選定業者とする。
- エ 選定する基準として、得点が490点以上であることを要件とする。

(審査委員7名 評価点100点 合計700点)

※同点の事業者がある場合は、「技術点」のうち「申込者の利便性」の得点が高い方を上位とする。

## 8 失格条件

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

### (1) 提出期限を経過した場合

- (2) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合
- (3) 提案者が次のいずれかに該当する場合
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員等（射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（射水市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、この書面に示された条件に違反した場合

## 9 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
  - ア 提出書類等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
  - イ すべての企画提案書等の書類は返却しない。
  - ウ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
  - エ 評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。
  - オ 企画提案書等の書類は、当業務の事業者の選定に用いるほか、当該業務を実施するための資料としてのみ取り扱う。
- (2) 提出先（問い合わせ先）

射水市 収納対策課 納税係 担当者 渋谷  
〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1（射水市役所本庁舎 2 階）  
電話：0766-51-6620 FAX：0766-51-6652  
Email：shuno@city.imizu.lg.jp